



山形県公報

令和8年4月17日(金)
第696号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 歳入の徴収の事務及び歳出の支出の事務の委託……………(農業経営・所得向上推進課) ……433
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米戦略推進課) ……434
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の  
設定……………(水産技術振興センター) ……438
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の  
設定……………(同) ……同
- すけとうだら日本海北部系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の  
設定……………(同) ……同
- するめいかに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(同) ……439
- ぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……440
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(農村整備課) ……441
- 公共測量の実施の変更の通知……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土整備企画課) ……442
- 同……………(同) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(管財課) ……同
- 同……………(同) ……443
- 令和8年度狩猟免許試験の実施……………(みどり自然課) ……同
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) ……445
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……同
- 同……………(同) ……446

## 告 示

### 山形県告示第343号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の徴収の事務及び歳出の支出の事務を委託した。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地及び指定年月日  
山形県漁業協同組合  
酒田市船場町二丁目2番1号  
令和8年3月24日
- 2 委託業務の名称  
沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の徴収及び支出の事務

- 3 委託した徴収の事務に係る歳入  
沿岸漁業改善資金に係る償還金及び違約金
- 4 委託した支出の事務に係る歳出  
沿岸漁業改善資金に係る貸付金
- 5 委託契約の期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

**山形県告示第344号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
みちのく村山農業協同組合  
代表理事組合長 三浦 康彦  
村山市楯岡北町一丁目1番1号
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-----|------------|-----------|
| 変更前                       | 変更後 | 備考         |           |
| 折原 武<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    |     | 国内産農産物に限る。 | 令和8年3月31日 |
| 有路 拓矢<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 芦野 和弘<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 押切 智志<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 黒沼 洋昭<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 齋藤 忠晴<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 後藤 理<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |            |           |
| 石山 卓也<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 前田 和弥<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 奥山 和直<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 加藤 清宏<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 村岡 真人<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 草刈 一人<br>玄米、大豆、そば         | 同 左 |            |           |
| 軽部 和敦<br>玄米               | 同 左 |            |           |
| 志村 秀弥<br>玄米、大豆、そば         | 同 左 |            |           |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 伊藤 和宏<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 齋藤 淳哉<br>玄米             | 同 左 |
| 高橋 浩樹<br>玄米、大豆          | 同 左 |
| 三浦 弘之<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 笹原 貴久<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 加藤 雄二<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 奥山 康和<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 尾崎 洋介<br>玄米、そば          | 同 左 |
| 草薙 範明<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 斉藤 亮<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 柳元 穰<br>もみ、玄米、大豆、そば     | 同 左 |
| 星川 雄宇<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 大崎 卓也<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 阿部 宣幸<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 辻村 憂<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |
| 岸 裕<br>玄米、大豆、そば         | 同 左 |
| 西尾 健<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 押切 祐輔<br>玄米、そば          | 同 左 |
| 笹原 恵介<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 遠藤 泰志<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 遠藤 博幸<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 大地 理寛<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 井澤 啓太<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 仲嶋 祐介<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |

|                       |     |  |
|-----------------------|-----|--|
| 土田 柗人<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 齋藤 義典<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 井上 祐<br>もみ、玄米、大豆、そば   | 同 左 |  |
| 仲嶋 朝美<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 土海 圭介<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 五十嵐 佳尚<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |  |
| 佐藤 愛一郎<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |  |
| 大場 直子<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 有川 泰人<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 伊藤 祐司<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 齋藤 慎吾<br>もみ、玄米、大豆、そば  |     |  |
| 早坂 恒亮<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 相馬 洸矢<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 小内 貴宏<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 尾内 大輔<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 丹 康雅<br>もみ、玄米、大豆、そば   | 同 左 |  |

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

さがえ西村山農業協同組合  
代表理事組合長 安孫子 常哉  
寒河江市中央工業団地75番地

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 変更年月日    |
|---------------------------|-----|------------|----------|
| 変更前                       | 変更後 | 備考         |          |
| 佐藤 知徳<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和8年4月1日 |
| 佐々木 和真<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |            |          |
| 土田 裕之<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |          |
| 宮林 清<br>玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |            |          |

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 山崎 浩<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 佐藤 長弥<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 工藤 恭裕<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 大泉 敏志<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 結城 真人<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 小野 勇次郎<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 飯田 信之<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 今田 竜乃助<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 氏家 俊希<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 矢作 慎吾<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 結城 孝太<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 丹野 友樹<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 齋藤 俊樹<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 齋藤 勇介<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 土田 晋也<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 芳賀 剛<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 小野 大地<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 高子 龍也<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 鈴木 雄<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 竹屋 寿一<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 佐藤 侑<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 前田 峻<br>玄米、大豆、そば      | 同 左 |
| 遠藤 義之<br>玄米、小麦、大豆、そば  |     |
| 鈴木 翔太<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |

|                      |     |  |  |
|----------------------|-----|--|--|
| 片桐 駿介<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |  |
| 亀山 晃輔<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |  |

3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社歌丸の里  
代表取締役 高石 孝悦  
長井市歌丸3766番地

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |             |            | 変更年月日                                 |
|---------------------------|-------------|------------|---------------------------------------|
| 変更前                       | 変更後         | 備考         |                                       |
| 加藤 栄助<br>玄米               | 同 左         | 国内産農産物に限る。 | 令和8年4月1日<br>(加藤栄助に係るものについては令和8年3月31日) |
| 嶋貫 幸一<br>玄米               |             |            |                                       |
| 鈴木 和幸<br>玄米               |             |            |                                       |
|                           | 北村 靖則<br>玄米 |            |                                       |

山形県告示第345号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、水産技術振興センター水産振興部において縦覧に供する。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第346号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、水産技術振興センター水産振興部において縦覧に供する。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第347号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、すけとうだら日本海北部系群に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、水産技術振興センター水産振興部において縦覧に供する。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第348号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、するめいかに関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、水産技術振興センター水産振興部において縦覧に供する。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第349号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、ぶりに関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、水産技術振興センター水産振興部において縦覧に供する。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第350号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、舟形町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 叶 内 富 夫 | 最上郡舟形町長沢1195番地 |
| 同        | 長 澤 光 芳 | 同 6910番地       |
| 同        | 山 科 忠 昭 | 同 富田1102番地1    |
| 同        | 南 勝 雅   | 同 舟形193番地2     |
| 同        | 叶 内 栄 一 | 同 長者原324番地丙    |
| 同        | 戸 塚 達 也 | 同 816番地1       |
| 同        | 大 場 清 志 | 同 長沢1241番地     |
| 同        | 森 正 昭   | 同 富田385番地      |
| 同        | 佐 藤 勇   | 同 舟形2677番地7    |
| 同        | 松 本 秀 樹 | 同 1850番地1      |
| 監 事      | 柿 崎 勝 彦 | 新庄市大字鳥越1647番地  |
| 同        | 小 國 弘   | 最上郡舟形町富田355番地  |
| 同        | 大 場 正 行 | 同 長沢1236番地     |
| 同        | 高 橋 勤   | 同 3802番地6      |

**山形県告示第351号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、舟形町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 南 勝 雅     | 最上郡舟形町舟形193番地 2 |
| 同        | 佐 藤 勇     | 同 2677番地 7      |
| 同        | 田 中 真 人   | 同 長者原856番地      |
| 同        | 叶 内 勝 利   | 同 長沢1219番地      |
| 同        | 渡 辺 勝 善   | 同 舟形1867番地      |
| 同        | 叶 内 栄 一   | 同 長者原324番地丙     |
| 同        | 大 場 清 志   | 同 長沢1241番地      |
| 同        | 長 澤 光 芳   | 同 6910番地        |
| 同        | 小 國 弘     | 同 富田355番地       |
| 同        | 森 正 昭     | 同 385番地         |
| 同        | 奥 山 ふ み 子 | 同 長者原845番地 4    |
| 監 事      | 柿 崎 勝 彦   | 新庄市大字鳥越1647番地   |
| 同        | 大 場 和 司   | 最上郡舟形町長沢1881番地  |
| 同        | 斉 藤 周 英   | 同 富田379番地 1     |
| 同        | 高 橋 勤     | 同 長沢3802番地 6    |

**山形県告示第352号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日  
令和8年4月6日

**山形県告示第353号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 所有権の移転を受ける土地の所在する市町村 | 所有権の移転をする者の数 | 所有権の移転を受ける者の数 | 所有権の移転を受ける土地                 |
|----------------------|--------------|---------------|------------------------------|
| 上山市                  | 10者          | 5者            | 上山市関根字中通1081番1ほか28筆          |
| 天童市                  | 1者           | 1者            | 天童市大字矢野目字東仲田2497番            |
| 河北町                  | 5者           | 5者            | 西村山郡河北町谷地字十二堂643番1ほか13筆      |
| 東根市                  | 4者           | 5者            | 東根市大字東根元東根字下白金4580番ほか6筆      |
| 新庄市                  | 6者           | 8者            | 新庄市十日町字八幡原1207番ほか22筆         |
| 最上町                  | 6者           | 1者            | 最上郡最上町大字塚田字浦山204番1ほか17筆      |
| 舟形町                  | 1者           | 1者            | 最上郡舟形町長者原字福寿野1436番37ほか3筆     |
| 大蔵村                  | 1者           | 1者            | 最上郡大蔵村大字赤松字木戸口2272番          |
| 鮭川村                  | 2者           | 1者            | 最上郡鮭川村大字庭月字御蔵畑5337番ほか3筆      |
| 戸沢村                  | 6者           | 1者            | 最上郡戸沢村大字蔵岡字下悪戸3782番1ほか9筆     |
| 米沢市                  | 5者           | 5者            | 米沢市大字下新田字高野68番1ほか14筆         |
| 高島町                  | 5者           | 2者            | 東置賜郡高島町大字入生田字川原2262番1ほか18筆   |
| 川西町                  | 8者           | 7者            | 東置賜郡川西町大字上小松字南美女木1235番1ほか30筆 |
| 長井市                  | 2者           | 2者            | 長井市五十川字東上川原二3104番14ほか2筆      |
| 白鷹町                  | 2者           | 2者            | 西置賜郡白鷹町大字横田尻字九百苜8583番ほか14筆   |
| 庄内町                  | 3者           | 3者            | 東田川郡庄内町廿六木字小島373番ほか11筆       |

2 認可年月日

令和8年4月7日

**山形県告示第354号**

令和7年12月県告示第880号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、山形県知事から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前）令和7年12月19日から令和8年3月6日まで

（変更後）令和7年12月19日から令和8年6月30日まで

山形県告示第355号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
横川ダム（西置賜郡小国町の一部）
- 2 公共測量を実施した期間  
令和7年9月22日から令和8年3月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測深測量）

山形県告示第356号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、戸沢村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡戸沢村大字名高地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和7年9月15日から同年12月19日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
令和8年度 山形県庁舎電力需給  
契約電力 常用電力1,300キロワット、使用電力量3,774,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部管財課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2064
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年3月17日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号
- 5 随意契約に係る契約金額  
（契約電力に対する単価）

| 期 間                | 基本料金単価（1キロワット、1月当たり） |
|--------------------|----------------------|
| 令和8年4月1日～令和9年3月31日 | 1,991.07円            |

（使用電力に対する単価）

| 期 間                | 電力量料金単価（1キロワット時当たり） |
|--------------------|---------------------|
| 令和8年4月1日～令和9年3月31日 | 19.43円              |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

令和8年度 山形県警察本部庁舎電力需給

契約電力 常用電力515キロワット、予備電力515キロワット、使用電力量2,622,000キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県総務部管財課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2064

3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年3月17日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号

5 随意契約に係る契約金額

（契約電力に対する単価）

| 期 間                          | 基本料金単価（1キロワット、1月当たり） |
|------------------------------|----------------------|
| 【常用電力】<br>令和8年4月1日～令和9年3月31日 | 1,991.07円            |
| 【予備電力】<br>令和8年4月1日～令和9年3月31日 | 1,991.07円            |

（使用電力に対する単価）

| 期 間                | 電力量料金単価（1キロワット時当たり） |
|--------------------|---------------------|
| 令和8年4月1日～令和9年3月31日 | 19.43円              |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の期日及び場所

| 期 日          | 場 所                       |
|--------------|---------------------------|
| 令和8年7月18日（土） | 庄内総合支庁                    |
| 同 年8月22日（土）  | 置賜総合支庁本庁舎                 |
| 同 年9月12日（土）  | 村山総合支庁本庁舎                 |
| 同 月13日（日）    | 村山総合支庁本庁舎（わな猟免許に限る。）      |
| 同 年12月4日（金）  | 最上総合支庁（銃猟免許に限る。）          |
| 令和9年1月22日（金） | 村山総合支庁西村山地域振興局（わな猟免許に限る。） |

2 時 間

午前9時から午後5時30分まで

最上総合支庁及び村山総合支庁西村山地域振興局で開催の試験は午後1時から午後5時30分まで

3 受験資格

県内に住所を有する者で、令和8年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳未満、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳未満の者を除く。

4 受験手続

(1) 提出書類

イ 狩猟免許申請書

ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者）にあっては当該許可証の写し）

(イ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(イ)及び(ロ)に該当する者を除く。）

ハ 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

(2) 提出先

山形県環境エネルギー部みどり自然課鳥獣被害対策室（山形市松波二丁目8番1号）

(3) 提出期間

イ 令和8年7月18日（土）に実施する試験を受験する場合

令和8年6月8日（月）から同月22日（月）まで

ロ 令和8年8月22日（土）に実施する試験を受験する場合

令和8年7月6日（月）から同月21日（火）まで

ハ 令和8年9月12日（土）又は同月13日（日）に実施する試験を受験する場合

令和8年8月3日（月）から同月17日（月）まで

ニ 令和8年12月4日（金）に実施する試験を受験する場合

令和8年10月26日（月）から同年11月9日（月）まで

ホ 令和9年1月22日（金）に実施する試験を受験する場合

令和8年12月14日（月）から同月25日（金）まで

5 その他

詳細については、山形県環境エネルギー部みどり自然課鳥獣被害対策室に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び米沢市役所において令和8年8月17日まで縦覧に供する。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
薬王堂米沢成島店  
米沢市徳町99外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称           | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|---------------|---------------------|---------|
| 株 式 会 社 薬 王 堂 | 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号 | 西 郷 孝 一 |

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年11月27日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,206平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 45台
  - (2) 駐輪場の収容台数 8台
  - (3) 荷さばき施設の面積 62平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 4.0立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 開店時刻 午前7時
    - ロ 閉店時刻 翌午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から翌午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 終日
- 7 届出年月日  
令和8年3月26日
- 8 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年8月17日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び三川町役場において令和8年8月17日まで縦覧に供する。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アクロスプラザ三川

東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称                | 住 所               | 代表者の氏名  |
|--------------------|-------------------|---------|
| 三井住友ファイナンス&リース株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 | 今 枝 哲 郎 |

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 縦覧に供する届出書のとおり

(変更後) 縦覧に供する届出書のとおり

4 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

5 届出年月日

令和8年3月25日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年8月17日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に  
関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び三川町役場において令和8年8月17日まで縦覧に供する。

令和8年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三川

東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称                | 住 所               | 代表者の氏名  |
|--------------------|-------------------|---------|
| 三井住友ファイナンス&リース株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 | 今 枝 哲 郎 |

3 変更する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 1,298平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 1,125平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 259.70立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 251.72立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

令和8年11月26日

5 届出年月日

令和8年3月25日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年8月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

令和8年4月17日印刷 発行所 山形県庁  
令和8年4月17日発行 発行人 山形県